

犬及び猫の避妊等手術費補助金について

回 覧

町では、良好な生活環境を保持することを目的とし、犬及び猫の飼い主等に対し、避妊・去勢手術に要した費用の一部を補助します。

■ 交付条件

- ・ 町に住民登録を有し、居住している方
- ・ 世帯の全員に町税、上下水道料金等の滞納がない方
- ・ 対象は、販売を目的としていない犬及び猫（補助対象者が、責任をもって世話をしている所有者が不明である猫を含む。）とし、犬については狂犬病予防法に基づく登録をしている犬に限ります。
- ・ 群馬県内の動物病院等の獣医師において避妊等の手術を実施したものに限りします。
- ・ 手術を行った日から起算して 90 日以内に申請書を提出してください。

■ 補助金額

- ・ 補助金は補助対象者 1 世帯につき同一年度内において補助対象動物 6 頭を上限とします。

○ 避妊手術 メス 1 頭につき 9,000 円

○ 去勢手術 オス 1 頭につき 5,000 円

※ただし、避妊等の手術に要した費用が次に掲げる補助金額に満たない場合は、避妊等手術に要した費用（100 円未満切り捨てとします）。

■ 申請に必要なもの

- ① 犬及び猫の避妊等手術費補助金交付申請書兼請求書
- ② 領収書（原本）
- ③ 申請者名義の振込通帳または口座番号がわかるもの
- ④ 誓約書（所有者が不明である猫を申請する場合）

■ 注意点

- ① 動物病院が発行する領収書の宛名は、飼い主等の名前で必ず発行してもらってください。
- ② 補助金申請では、申請者名および口座名義人名、領収書の名前は 同一であることが必須です。

※補助対象動物に「補助対象者が責任をもって世話をしている所有者不明の猫」が加わります。

※ 詳しくは、町環境課（アメニティパーク）までお問い合わせください。



■ お問い合わせ先

みなかみ町環境課（アメニティパーク）

環境対策係 電話 64-1168